各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 ( 公 印 省 略 )

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について

登録販売者試験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験をいう。以下同じ。)については、「登録販売者試験の実施について」(平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知)によりお示しした「登録販売者試験実施要領」において、「試験問題の作成に関する手引き」(以下「手引き」という。)を基に出題するものとされています。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和5年厚生労働省令第61号)の施行、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件」(令和5年厚生労働省告示第5号)の適用等を踏まえ、別添のとおり、手引きを改訂することとしました。

貴職におかれましては、内容につき御了知の上、貴管下関係業者等に周知いただくとともに、手引きの改訂に伴い、今後行われる登録販売者試験について受験者の混乱等が生じないよう御配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。